

市民協働の運営ルール

市民協働研究会委員 尾関恭輔

1. こんなまちをつくりたい

具体例（別途）

2. どうやってつくりますか？

市民協働という新しい方法でつくります。

3. 市民協働はなぜ新しい方法なんですか？

まちづくりについての既存の方法としては、

- ・主権者である市民から信託された地方公共団体（以下江南市と称する）のまちづくり
- ・江南市と連携する市民協力・市民参加・市民参画の方法によるまちづくり
- ・国や県、民間の企業や団体のまちづくり

市民協働は、市民の切実な願いを、市民自身が直接参加して実現する、まちづくりの新しい方法です。

市民協働のまちづくりを成功させるためには、一定の運営ルール（原則）が新たに必要となります。

4. 市民協働の運営ルール

目的の共有

- 1)市民が、共にしあわせに生きてほしいという願いを実現する江南のまちづくりをめざして、一致した目的や目標を共有して集まりとりくみます。
- 2)市民の自治活動として、自主的、自発的に自由な意思で、一致した目的や目標を共有して、まちづくりに直接参加します。
- 3)まちづくりの具体的に一致した目的や目標を共有しているので、重要な運営方針は、多数決制でなく合意の方式で決めます。
- 4)協働でとりくむ過程のすべてにおいて、関係する情報を協働組織の内外に公開します。情報の透明性を確保します。

対等な関係

- 1)年齢や性、思想や信条、職業や人種などの条件にかかわらず、対等な人間関係で市民協働のまちづくりを運営します。
 - 2)市民協働の参加者は、たがいに自立した対等な人間関係であり、人に依存したり従属することなく、自分の頭で考え発言します。
- 人の意見をよく聞き、たがいの意見を尊重し、異なる意見の人や団体を非難しないで、よく話しあいます。
- 3)市民協働は、江南市の下請けでもなく、補助する関係でもありません。

活動の評価

- 1)市民協働のとりくみの成果や問題点を明らかにし、改善しながらまちづくりにとりくんでいきます。
- 2)第三者グループの評価を受けます。

法令の順守

- 1)関係者のプライバシーに関する守秘義務をまもります。
- 2)正しい会計処理をし、決算書を公開します。
- 3)関係する法令などの諸規定に従います。

5. 市民協働に参加する市民や団体の主な組みあわせの形態

まちづくりの具体的に一致した目的や目標をもって、市民が集まって市民協働の組織をつくり、その協働組織だけで独自にまちづくりにとりくむ形態

市民活動団体や地域住民活動団体などが、市民協働の組織をつくり、独自にまちづくりにとりくむ形態

市民活動団体や地域住民活動団体などが、市民協働の組織をつくり、江南市とも連携し、まちづくりにとりくむ形態